

富良野市中小企業資金融資制度 新旧対照表

資金名		融資の対象者		用途		融資の限度額		融資期間		貸付利率(補給後の利率)		融資の条件		市の助成制度	
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
中小企業振興資金	同左	市内において店舗または事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営み、今後も引き続き市内でその事業を営み、その事業活動による経営の安定と健全な発展のために事業資金を必要とする者	同左	事業資金	同左	1500万円以内	2000万円以内	15年以内	同左	3年以内 1.8 (0.8) 5年以内 2.0 (1.0) 7年以内 2.2 (1.2) 15年以内 2.4 (1.4) (据置1年以内)	3年以内 1.6 (0.6) 5年以内 1.8 (0.8) 7年以内 2.0 (1.0) 15年以内 2.2 (1.2) (据置1年以内)	必要により保証協会の保証付とする	同左	当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利子の1%を補給します	同左
チャレンジ資金(新規開業)	同左	新たな事業を始めようと具体的計画を有する者または事業開始後5年を経過していない者	同左	事業資金	同左	1000万円以内	2000万円以内	10年以内	同左	3年以内 1.8 (0.8) 5年以内 2.0 (1.0) (据置1年以内)	3年以内 1.6 (0.6) 5年以内 1.8 (0.8) (据置1年以内)				
共同施設資金	経営強化(農畜産物活用)資金	商店街の近代化、店舗・施設の共同化などに設備資金を必要とする市内の中小企業等協同組合等	・自ら生産する農畜産物等の加工・販売を行う施設の整備等やそれに伴う原材料の仕入れなど必要とする農業兼業の中小企業者 ・連携先の農業者等が生産する農畜産物等の加工・販売を行う施設の整備等やそれに伴う原材料の仕入れなど必要とする中小企業者等	設備資金	事業資金	3000万円以内	同左	15年以内	同左	7年以内 2.2 (1.2) (据置1年以内)	7年以内 2.0 (1.0) (据置1年以内)	必要により保証協会の保証付とする	同左	当該年度内に支払った保証料の1/2 + 約定利子の1%を補給します	同左
中心市街地活性化資金	同左	富良野市中心市街地活性化基本計画において指定された中心市街地区域内で、新たに事業を始めようと具体的計画を有する者または中小企業者等の維持発展のために店舗等を同区域内に移転・出店する者、中心市街地の活性化、魅力アップのために事業活動を行う者	同左	設備資金	同左	3000万円以内	同左	15年以内	同左	15年以内 2.4 (1.4) (据置1年以内)	15年以内 2.2 (1.2) (据置1年以内)				
小口緊急特別資金	同左	市内において店舗または事業所を有し、原則として1年以上事業を継続して営む者で、公的助成金の受領までの間や売掛金や受注代金回収までの間に短期的な資金を必要とする者、事業活動による経営の安定と健全な発展のために短期的な資金を必要とする者	同左	運転資金	同左	500万円以内	1000万円以内	5年以内	同左	3年以内 1.6 (0.6) 5年以内 1.8 (0.8)	3年以内 1.4 5年以内 1.6	必要により保証協会の保証付とする	同左	当該年度内に支払った約定利子の1%を補給します	当該年度内に支払った保証料の全額を補給します

原材料等の高騰によるコスト増、消費税率増加を見据え増額
※マル経の限度額と同額

店舗等取得や不動産取得に伴う限度額では不足
※道内13市の創業向け融資の限度額平均2230万円

6次産業化に必要な設備や運転に対応

加工、販売などの施設は、建物のほか装置等も必要となり、一般住宅以上のコストが膨らむケースもある

中心市街地活性化資金と同様

新規創業、6次産業化、中心市街地活性化による雇用創出を推進するため融資利率を一律△0.2%引き下げ
※道融資の一般経営資金一般貸付の利率と同水準

創業者に対する初期償還時の負担軽減を図る

道融資の一般経営資金一般貸付の利率と同水準

利用実績のない共同施設資金を廃止(=道融資&中心市街地活性化、中小企業振興資金で対応)
本市基幹産業の農業を軸にした6次産業化を後押しする融資を創設

1年未満の短期資金で500万円を超える場合、現行制度で取扱いできる融資は無い。
※中小企業振興資金は1年以上の長期資金の扱い

引き続き短期の運転資金として取り扱う

道融資の一般経営資金小規模企業貸付の利率と同水準

保証料の全額を補給することで、貸付・借入しやすい環境となるため